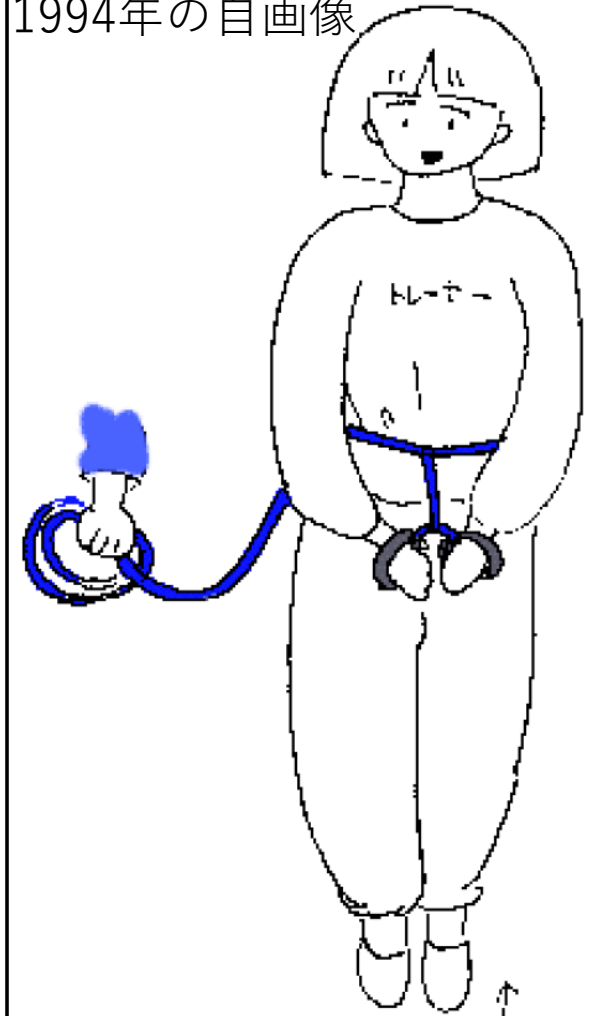


ベルト手錠による拷問 @留置施設

弁護士 小竹広子

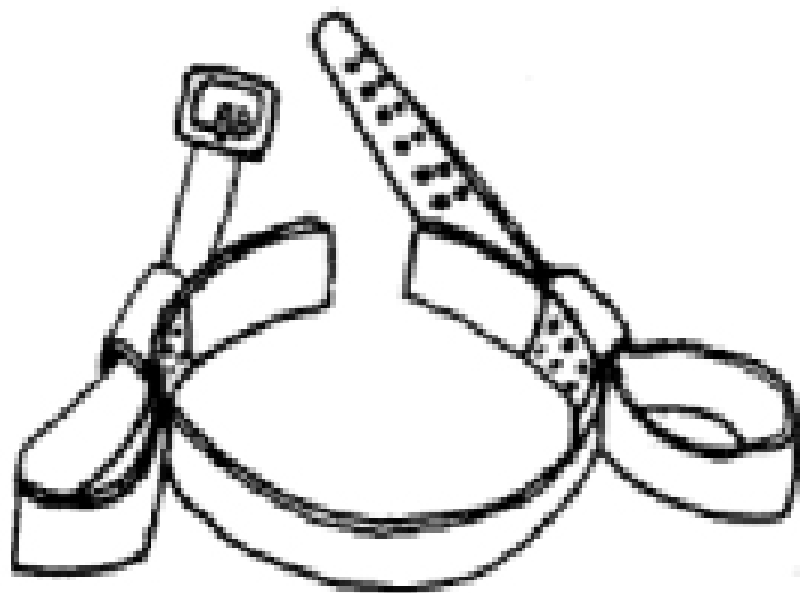
1994年の自画像



両手錠・腰縄のわたし

ベルト手錠って、なんだ？

全体図



手首の部分図



留置施設で使用可能な拘束具

- 処遇法 2 1 3 条「捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の使用」
- ①逃走、②自傷他害、③留置施設の設備、器具その他の物を損壊するおそれがある場合には、内閣府令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。
- 被留置者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、留置業務管理者の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄、手錠又は防声具と同時に使用することはできない。
- 国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則令 第 2 3 条 法第 2 0 3 条第 8 項に規定する捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の制式は、別表のとおりとする。

留置施設で使用可能な拘束具

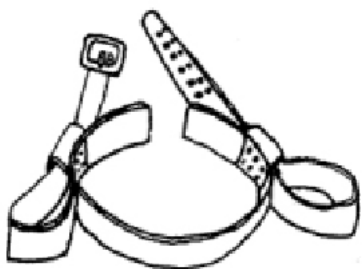
図一 標準手錠

全体図



図二 ベルト手錠

全体図



手首の部分図

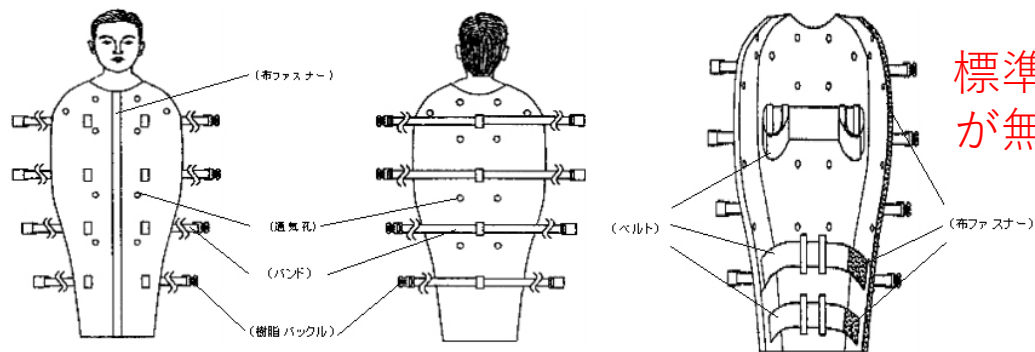


図三 拘束衣

前面

後面

開放面

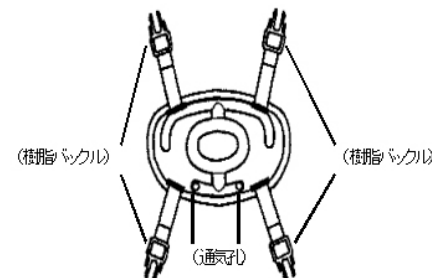


拘束衣及び防声具は使用時間が3時間
(防声具は保護室があれば使えない)
但し拘束衣は、特に継続の必要がある時は
12時間を超えない範囲で3時間ごとに期
間を更新することができる。

標準手錠・ベルト手錠は、使用時間の制限
が無い！

図四 防声具

マスク



頭部を保護する装置



装着図

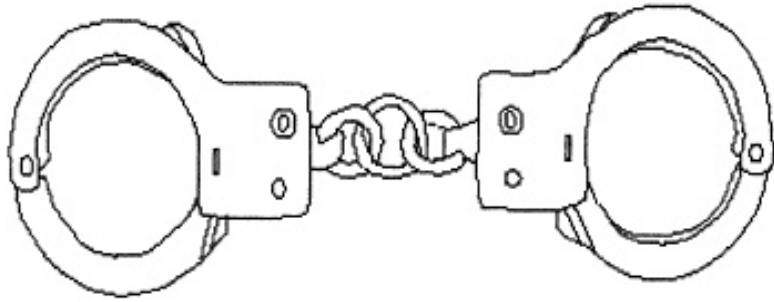


刑事施設（拘置所・刑務所）で使用可能な拘束具

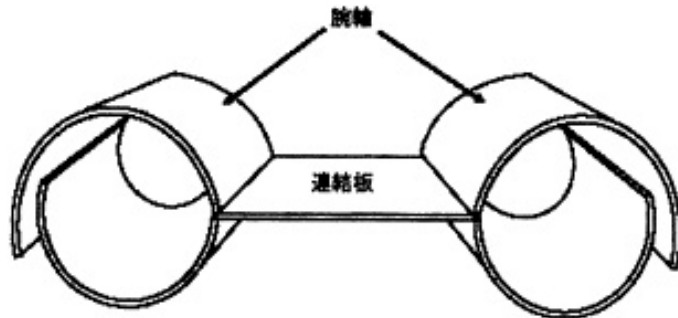
- 処遇法 7 8 条「捕縄、手錠及び拘束衣の使用」
- ①逃走、②自傷他害、③刑事施設の設備、器具その他の物を損壊するおそれがある場合には、内閣府令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。
- 被収容者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則 3 7 条・3 8 条と別表に、具体的に定められている。
- 留置施設と異なり、防声具の使用は認められていない。

刑事施設（拘置所・刑務所）で使用可能な拘束具

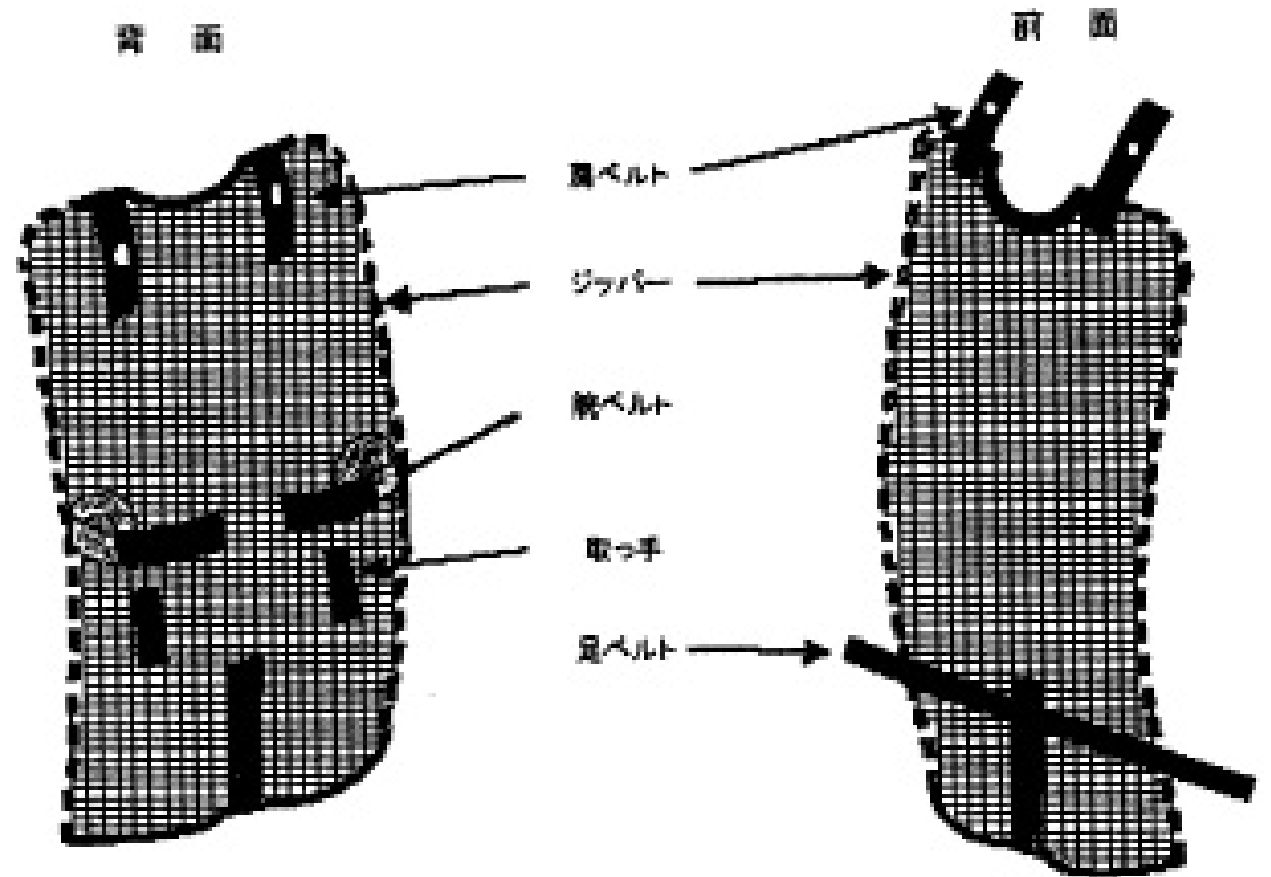
図一 手錠(第一種)



図二 手錠(第二種)



図三 拘束衣



新宿警察署事件①（アルジュンさん事件）

- 2017年3月15日朝、ネパール人アルジュンさんが、拾ったクレジットカードを持っていたという疑いで新宿警察署に逮捕され、房に戻らず帰ろうとしたことから制圧され、保護室に入れられ、ベルト手錠・膝を捕縄・足首を新型捕縄で拘束された。
- 2時間後、ベルト手錠を標準手錠に付け替え、膝の捕縄を外したが、新型捕縄がきつく結びすぎて取れなかったため、車椅子に乗せてそのまま検察庁に押送。
- 検察庁での取調時に片方の手錠を外したところで、アルジュンさんは意識を失い、亡くなってしまった。
- 国賠訴訟で「**戒具の使用又は使用中の自身の行動により、使用部位の筋肉細胞が破壊され、**そこから溶出した多量のカリウムが、戒具を解除されたことにより徐々に血液中に流れ出し、致死量に達したことで死亡するに至ったと推認するのが合理的」と認定

新宿警察署事件①（アルジュンさん事件）



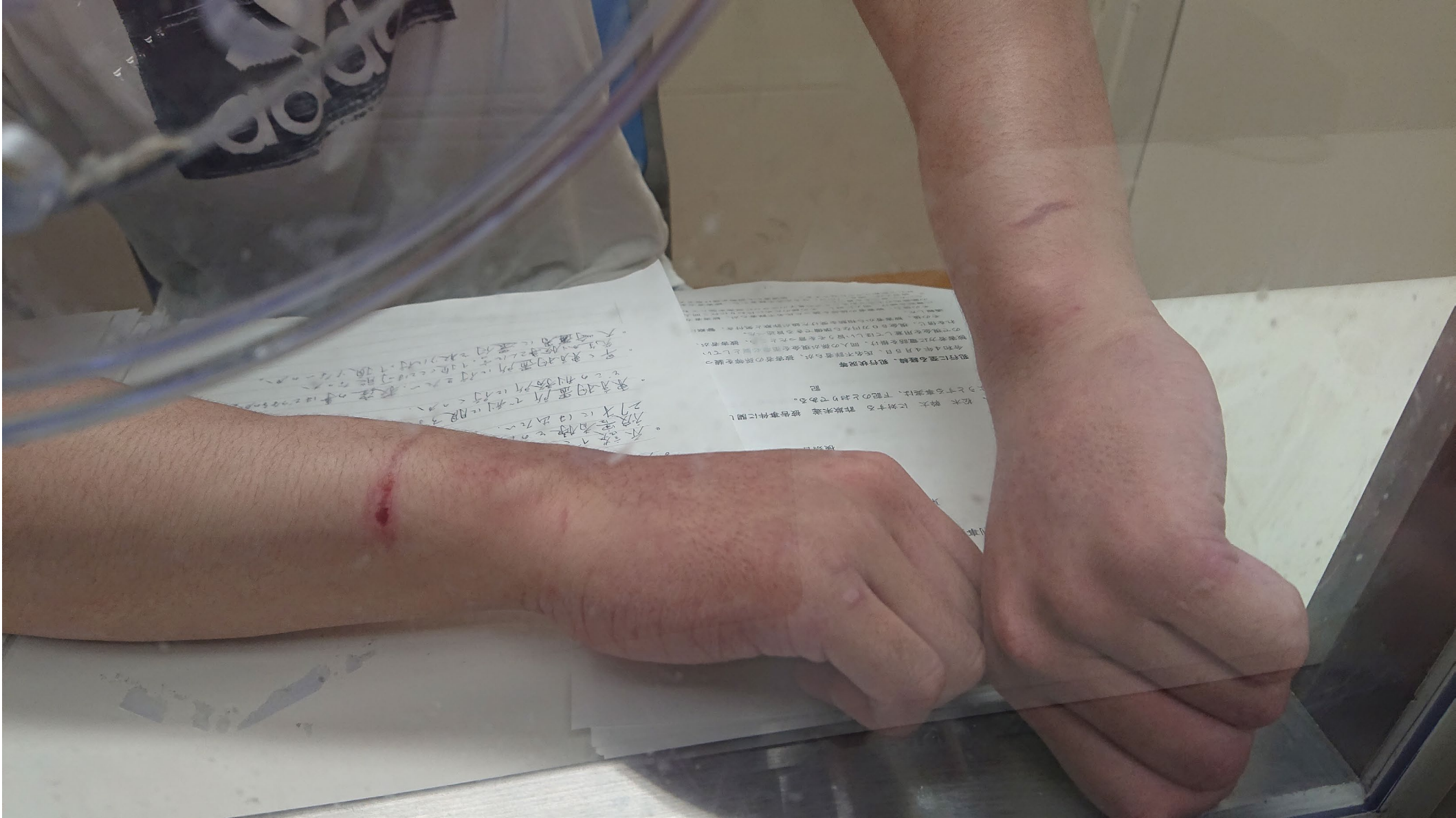
新宿警察署事件②

- 2022年7月7日朝、新宿警察署に勾留されていた20代のAさんが、熱があった同房者に毛布を1枚入れてあげて欲しいと言って警察官に断られ、更に要望を続けたことから、保護室に入れられ、パンツ1枚にされ、ベルト手錠・捕縄・新型捕縄で拘束された。
- 尿意を訴えたが、「垂れ流せよ。みんなそうしてるから」そのまま排尿させられた。
- 約1時間後にベルト手錠・捕縄・新型捕縄は解除された。
- 翌日夜に弁護人が接見に行くまで、保護室に入れられていた。
- 国賠訴訟中。6月11日判決予定

絵はイメージです



弁護人木村さん接見時の手首の状態（当日）



弁護人小竹接見時の手首の状態（3日後）



新宿警察署事件②

- Aさんと同じ房にいた人2人と、保護室から戻された房にいた人1人に、話を聴いてみた。
- 同じ房Bさん「保護室から戻った人は、皆、手首に内出血の怪我をしていました。そういう罰なのだと思っていました」
- 同じ房Cさん「保護室に入れられた人は、必ず手首から血を出して帰ってきます。尿も垂れ流しでさせられるときいています。反抗した人に反省させる意味で、懲罰として保護室に入れられるのだろうと思っていました。」
- 戻された房にいたDさん（Dさん自身がベルト手錠をされた時の話）「担当さんに、結構乱暴なんですね、と言ったら、保護室に入れられ戒具を使用された」「そのまま排尿するよう言われた」「手首を強く縛られたので、手に血が行かなくなり、うっ血して手全体が黒くなっていました。両手首に内出血痕があり切れて出血していました。3～4ヶ月後の今も、右手首にはっきりと赤い傷痕が残っていて、左手首にもうっすらと傷跡が残っている状態です。」

新宿警察署事件②で、検証を行った

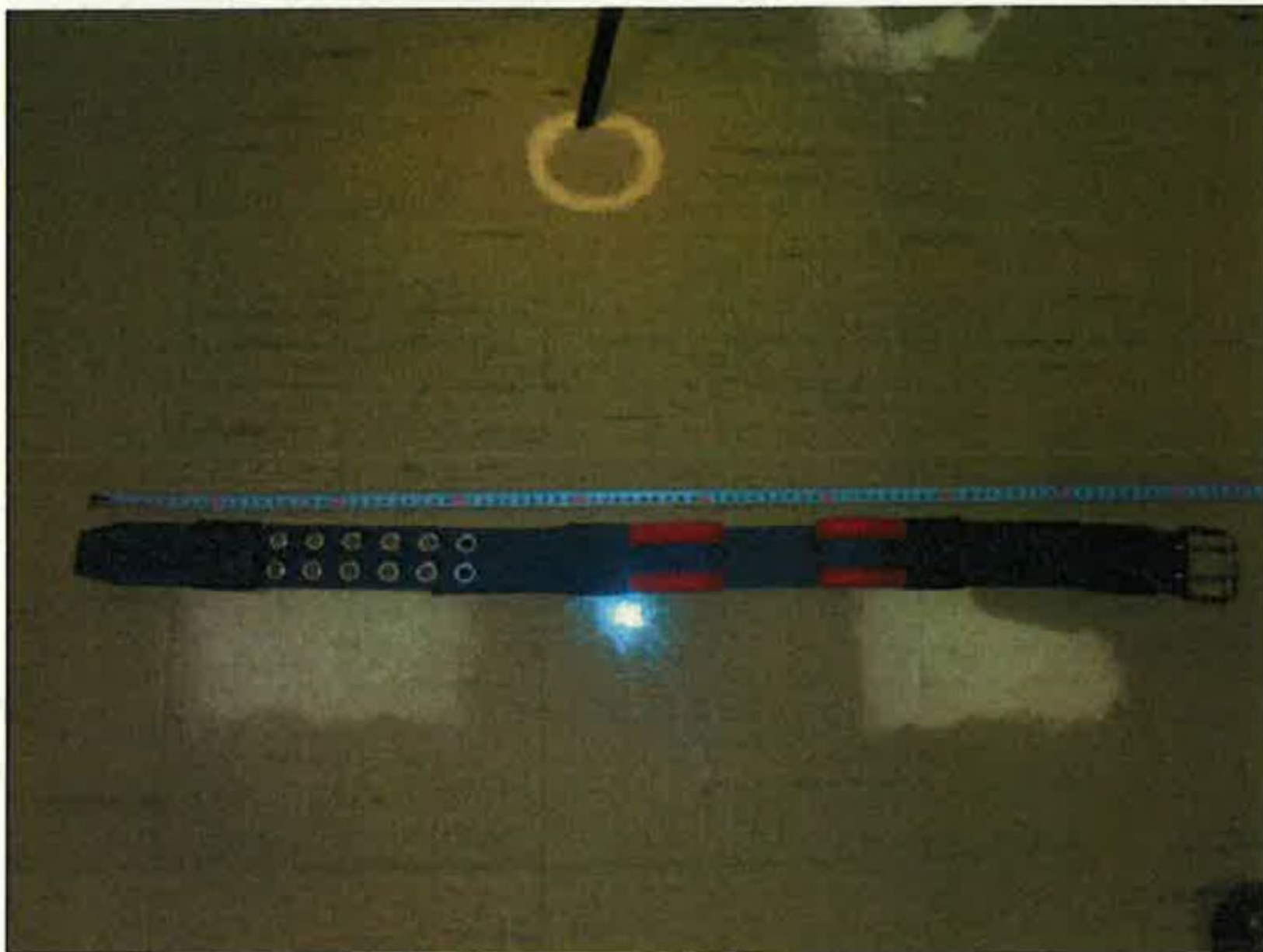


写真 1

ベルト手錠を上
から撮影

全体の長さ（横
方向）約 9 5 cm、

（縦方向）約 5 .

1 cm、厚さ約 4 .

9 mm、穴がある

方の端から赤色

フェルト部分ま

で約 4 3 . 6 cm

新宿警察署事件②で、検証を行った



写真6

ベルト手錠を横
から撮影

手錠部分で折り
返されており、
折返し部分には
マジックテープ
がある

新宿警察署事件②で、検証を行った

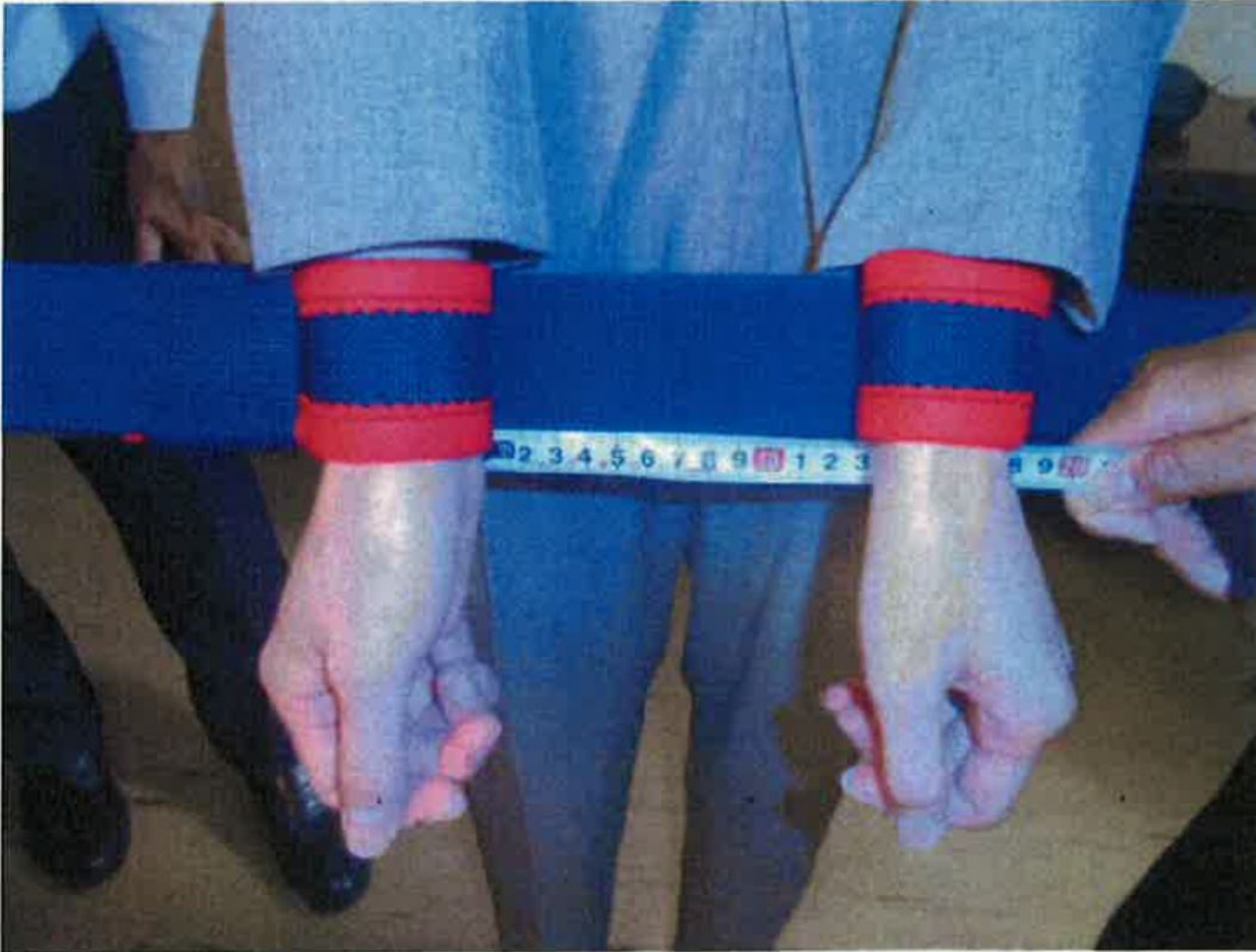


写真 1 2

高部裁判官がベ
ルト手錠を装着
した状況

装着した状態で
の両手の間隔は
約 1 2 ～ 1 3 cm

新宿警察署事件②で、検証を行った



写真 1 5

原告代理人（小竹）がベルト手錠を装着した状況（うつ伏せ）

新宿警察署事件②で、検証を行った



写真 1 6

原告代理人（小竹）がベルト手錠を装着した状況（仰向け）

新宿警察署事件②で、検証を行った



写真 1 7

原告代理人（小
竹）がベルト手
錠を外した直後
の状況

新宿警察署事件②で、検証を行った



写真 20

足用捕縄

紐を緩めた状態

紐は動かすこと

ができる

新宿警察署事件②で、検証を行った

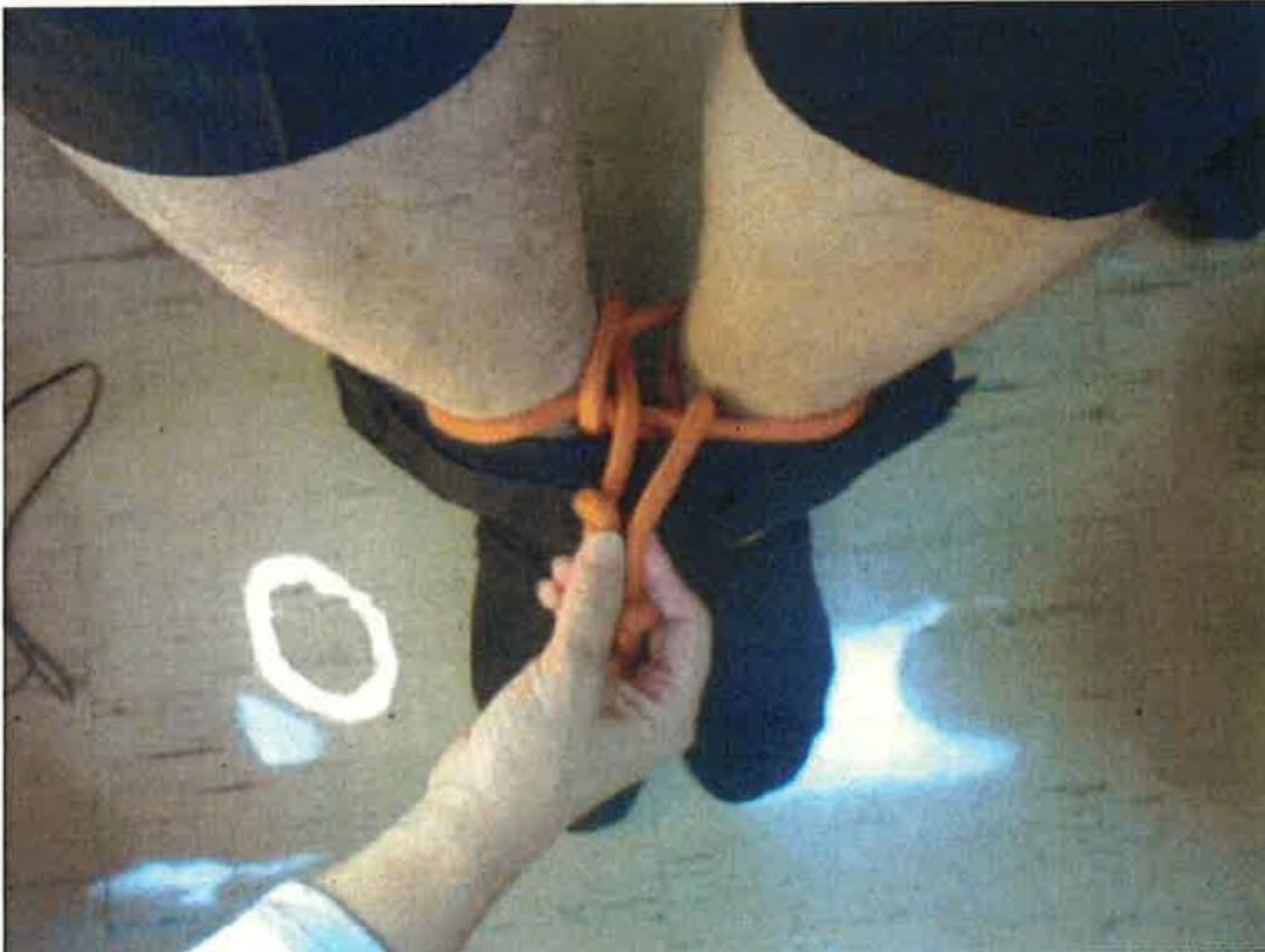


写真 28

裁判長が椅子に
座り足用捕縄を
装着した状況

検証後の小竹の手首（約1分程度装着）



当日



1 1 日後、アザになり圧痛あり

岡崎警察署事件

- 2022年11月25日～12月4日、岡崎警察署の留置施設に勾留されていた43歳男性Eさんが、ベルト手錠・捕縄で両手・両足を縛られたまま、脱水で死亡した。
- 2回目の戒具使用は、裸のまま、11月29日朝～12月4日まで継続。
- 両手・両足を縛られて飲食できていなかった。途中から警察官らは水を与え始めたが、既に弱り切っていたEさんは、水を充分飲むこともできなくなっていた。
- 留置主任官は、肩を掴んで引き倒す、足で蹴る、尻を踏みつけるなどの暴行も行っていた。
- 最初は便器に向けて排尿していた→床に垂れ流すようになって亡くなった。
- 業務上過失致死罪で罰金80万円に処せられた留置主任官の調書「しばらくすれば、この痛みに耐えかねて、『大人しくするので外して下さい』などと、戒具を外して欲しいと言ってくるだろうと思いました。」

→明らかに、拷問としてベルト手錠を使用している！

ご遺体の手首の状況 左手



左前腕部の圧痕等の状況を写す。



左前腕部の圧痕等の状況を写す。

ご遺体の手首の状況 右手



前腕部の圧痕等の状況を写す。



右前腕部の圧痕等の状況を写す。

警察庁が再発防止策

- 2023年12月、警察庁は岡崎警察所事件を受けて、再発防止策を全国の警察に通達
 - 拘束具の使用は警察本部に事前報告を求める
 - ベルト手錠等の使用を3時間に限定する
 - 警察署長が1日1回は留置施設の巡視を行う
- Etc.

ベルト手錠は拷問具として用いられている

- 自然に両腕を垂らした場合の両手首の位置は腰より下になるが、ベルト手錠装着時は腕を曲げた状態で両手首を斜めの角度で腰に固定されることになる。
- ベルト手錠によって締め付けられた手首には、斜め方向に締めつける力がかかる状態となるから、手首の皮膚の一部分に強い力がかかり続け、その部分に痛みが生じることが必至である。
- ベルト手錠には一切の伸縮性がなく、自重を利用して持ち上げるようにしてかなりきつく締め上げなければベルトを留めることができないため、胴体をきつく絞め上げられることによる苦痛も生じる。
- ベルト手錠は、装着することで必ず痛みを生じ、人体に著しい苦痛を与える構造になっており、これを装着すること自体が、自由権規約7条に違反する「非人道的」な取り扱いである。

ベルト手錠の廃止を！